

令和 2 (2020) 年 8 月 20 日 定例記者会見資料
所 属 産業観光部 商工観光課長 (1 について)
氏 名 高久 修 電話 0287-62-7153
所 属 総務部 課税課長 (2 について)
氏 名 相馬 勇 電話 0287-62-7119

新しい観光のあり方 (PCR 検査及び財源の確保) について

コロナ下において、観光の低迷が危惧される中、安心・安全な仕組みを築き上げることが、持続可能な観光につながるものと捉えています。

観光業をどのように運営してもらおうか、そのためには安心を担保できる基準を作り、出来る限り基準の「見える化」を行う事であると考えます。

これからの観光は、観光客、事業者 (観光関連)、市民の 3 者の理解が必要不可欠です。信頼 (安心・安全)、ウェルネス (心と身体のケア)、責任の 3 つのキーワードを掲げ、本市独自の新しい観光モデルを創造し、構築することとします。

1. PCR 検査の実施について

1) 趣旨

本市独自の「コロナ禍における観光のあり方」における「信頼」の観点から、旅館・ホテル等の宿泊施設従事者の PCR 検査を実施することにより、観光客並びに宿泊施設従事者の「安心・安全」を担保します。

2) 対象者

那須塩原市内に所在する旅館・ホテル等の宿泊施設に勤務する者

3) 実施期間

(1) 試行期間：予定) 8 月 24 日 (月) ~ 9 月 30 日 (水)

○観光協会・旅館組合の役員に協力依頼

※役員 11 施設 (塩原) + 6 施設 (板室) = 81 人

(2) 本稼働：本市における検査可能件数をベースに試算

○観光協会・旅館組合の従業員に実施

※30 件/日 × 20 日 (平日) = 600 件/月

600 件/月 × 10 千円 × 6 箇月 = 36,000 千円

○600 人 × 6 か月分については、実施者から御負担をいただくことで検討

4) 事業概要

事業の実施にあたり、宿泊施設は、新型コロナウイルス感染症に関する休業補償に関する保険に加入していること、新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) をインストールしていることを要件とします。

(1) 試行期間

○不特定多数の来訪者と接する機会の多いフロント、レジ等の接客担当を優先的に検査します。

○検査対象者は、正規雇用の職員とします。

○検査の対象等について、本稼働までの間を試行期間として検証します。

(2) 本稼働

試行期間での検証を踏まえ、実施することとします。

2. 那須塩原市税条例の一部改正について

コロナ下における新しい観光のあり方の中で、観光地の信頼（安心・安全）を確保する取組として、新型コロナウイルス感染症対策調査事業（PCR検査）を実施することとなりました。

新しい観光のあり方として、観光客にも一定の責任を求めるという「責任ある観光」（レスポンシブル・ツーリズム）を推進するため、事業費用の財源負担を観光客に求める方法をとることとし、観光客に財源の一部を負担してもらう具体的な方法として、宿泊者を対象とした入湯税の税率の引上げを行うこととします。

1) 改正の概要

- | | | | | |
|------------|------|---|------|------------|
| (1) 宿泊 | 150円 | → | 350円 | (200円の引上げ) |
| (2) 宿泊（自炊） | 100円 | → | 300円 | (200円の引上げ) |

* 条例案は9月議会に上程

* 入湯客数の約8割が宿泊者であり、日帰りの税率を上げることは市民への影響が大きいと考えられることから、引上げ対象は宿泊のみとします。

* 事業費の規模及び全国の課税状況を勘案し、一律200円の引上げとします。

2) 施行期日

令和2年12月1日

なお、税率の引上げは期間を限定した特例措置であり、令和2年12月1日から令和4年3月31日までとします。